

日野町既存建築物耐震改修促進計画を策定

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、町民の生命・身体および財産を保護し、地震に強い安全で安心な町づくりを進めるため、建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法および基本的な取り組みを定めました。

●計画の位置づけ

この計画は、耐震改修促進法および国の建築物耐震化緊急対策方針、滋賀県既存建築物耐震改修促進計画に基づいて策定しました。

●基本目標

***住宅・特定建築物(※1)の耐震化**

地震による被害を最小限にする観点から、生活の基盤となる住宅および特定建築物の耐震化を進めます。平成27年度末までに住宅、特定建築物の耐震化率を90%とします。

*町有施設の耐震化

不特定多数の利用者が多く、災害時の避難拠点施設として重要な役割を果たす施設が多いことから、町有施設についても耐震化を進めます。平成27年度末までに、防災上、特に重要な施設の耐震化率を100%とし、防災上重要な施設の耐震化率を90%とします。



用途	耐震化率	
	現状	平成27年度末
住宅・共同住宅	約65%	約90%
特定建築物	約78%	約90%
防災上特に重要な施設	約90%	100%
防災拠点施設 避難収容施設 学校関係施設などの町民施設		
防災上重要な施設	約68%	約90%
防災上特に重要な施設以外で利用の多い町民施設		

●基本施策

- ◆耐震診断や耐震改修に対する事業制度について周知を図り、既存建築物の耐震化を支援します。
- ◆悪質リフォームに対する町民の不安を解消し、安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境を整備します。
- ◆地震時の総合的な安全対策について、地震防災マップやパンフレット等を活用し、地震に対する啓発および知識の普及に努めます。
- ◆リフォーム事業者や自治会と連携し、耐震改修に関する情報提供や地震防災に対する意識が高まるように努めます。
- ◆耐震診断および耐震改修を促進するために、所管行政庁である滋賀県と連携します。

※1 特定建築物とは、学校、病院、店舗、事務所等で一定の規模以上のもの、危険物貯蔵施設、倒壊により緊急車両の通行や住民の避難の妨げとなる建築物のこと

★計画書は、建設計画課で閲覧することが出来ます。

●地震に対する備えをしましょう

日野町への影響が予想される3つの地震「鈴鹿西縁断層帯地震」、「頓宮断層帯地震」、「東南海・南海地震」と、日野町直下に断層があると仮定した「日野町直下型地震」について、各地震の震度を予測し、これら4つの地震の中で最大の震度を表したものです。

実際に地震が発生した場合、予測されたとおりの震度の揺れが生じるとは限りませんが、地震に対する日ごろの備えを心がけましょう。マップには、地震に対する様々な情報を載せています。地震発生時にあわてないためにも、いざというときの行動を家庭や地域で話し合っておきましょう。町内全戸に配布していますので、目の届く所に置いていただき、地震防災対策にご活用ください。



▲ ▼ 日野町周辺の断層帯



▶ 「地震防災マップ」



地震防災マップが完成しました

—全戸配布します—

もしもの地震のとき…

あなたの家は大丈夫？



【対象建物要件】

地震発生時の被害を最小限にするために、まず、耐震診断を受けてみることから始めませんか。あなたの住まいの地震対策が地域の安全につながります。

日野町では、「日野町木造住宅耐震診断員派遣事業」により、専門家による無料の耐震診断が受けられます。対象建物は以下のとおりです。

また、耐震診断を受け、耐震改修の必要があると判断された住宅で耐震補強工事を実施される場合には補助制度もあります。詳しくは、役場建設計画課までお問い合わせください。

日野町内に既存する木造住宅で次の要件に当てはまるもの

- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ②延床面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの
- ③階数が2階以下で、かつ延床面積が300㎡（約90坪）以下のもの
- ④木造軸組工法で、枠組壁工法（ツーバイフォー）、丸太組工法でないもの
- ⑤大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの



◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当
☎ 6567 有線 7763